

新ごみ処理施設処理方式検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 四條畷市交野市清掃施設組合管理者(以下「管理者」という。)は、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱第7条の規定に基づき、学識経験者の専門的知見をもとに新ごみ処理施設の処理方式(以下「処理方式」という。)の内容を検討するため、新ごみ処理施設処理方式検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 処理方式についての調査、研究及び検討
- (2) 前号に掲げる事項の新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会への報告

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから管理者が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2号に規定する事務が終了した時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから委員会で互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでは管理者が招集する。

2 委員会は、原則公開とする。ただし、処理方式に係る技術上の秘密に関する内容を審議する場合、公開することにより自由率直な意見交換が損なわれる場合等委員長が必要と認める場合については、委員長は委員会に諮り非公開とすることができる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委員報償)

第 7 条 委員に報償金を支給する。

2 前項に規定する報償金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、資源循環施設整備室が行う。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 9 日から施行する。